

国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透について (概要)

国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透について

平成16年7月28日
男女共同参画会議
苦情処理 監視専門調査会

国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透等の重要性

○歴史的経緯

- ・男女共同参画社会の形成に向けての取組は、国際的な動きに連動して進展
- ・情報化・グローバル化の進展の中で、国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透を図ることが一層重要

○男女共同参画社会基本法及び男女共同参画基本計画

- ・基本法は、男女共同参画社会の形成は国際的協調の下に行わなければならない旨及び国は国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする旨を規定
- ・基本計画は、女子差別撤廃条約等の積極的遵守、未締結条約に関する積極的対応等の施策を規定

国際規範・基準の取り入れ・浸透に関する推進体制

○基本法及び基本計画の方針が政府部内に不徹底 内閣府が総合調整機能を発揮し、基本計画の改定作業等においてより積極的な方針を明確にすることが必要 また、男女共同参画会議において、引き続き監視を行うことが必要

○婦人の地位委員会において政府を代表して交渉、発言等を行う立場の者には、各府省間の総合調整を強力に行えるよう政府代表等の発令を行うべき

個別の国際規範・基準の取り入れ・浸透

女子差別撤廃条約

1985年（昭和60年）批准。選択議定書は未批准）

- ・女子差別撤廃委員会勧告に対する取組について、今後1、2年後に再び監視を行う必要
- 間接差別
 - ・雇用の分野について実効性のある対応を検討し、他の分野についても内閣府等において何が間接差別に当たるか検討する必要
- 女性に対する暴力
 - ・改正後の配偶者暴力防止法を円滑に施行するとともに、引き続き実態を調査検討し、暴力の防止及び被害者の保護の充実に努力する必要
 - ・強姦罪について、法定刑を少なくとも3年以上の懲役とするなど引上げを検討すべき
 - ・家庭内の性的虐待について、取締りの強化及び相談体制の充実に努めるべき
 - ・セクシュアル・ハラスメントについて、啓発活動の推進、相談体制の整備及び加害者に対する厳正な対応に努めるべき
- 人身取引（トラフィッキング）
 - ・加害者の処罰強化について法的措置も含めて検討するとともに、被害者の保護に配慮する必要
 - ・人身取引議定書（未批准）について早急に締結を図るべき
- 暫定的特別措置
 - ・国家公務員において率先して女性の登用等に取り組むとともに、民間等の積極的取組を働きかけるべき
- 女子差別撤廃条約選択議定書（権利を侵害された被害者から女子差別撤廃委員会へ通報を行う制度を規定）
 - ・批准の可能性について早期に検討を行う必要

ILO条約

- 第100号（同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約）
1967年（昭和42年）批准）
 - ・男女間の事実上の賃金格差の解消を目指し、賃金管理及び雇用管理改善方策に係るガイドラインの周知等に引き続き取り組むべき
- 第156号（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）
1995年（平成7年）批准）
 - ・都道府県労働局による指導や、育児休業等が取得しやすい環境の整備が必要
- 第111号（雇用及び職業についての差別待遇に関する条約）（未批准）
 - ・差別全般を禁止する人権擁護のための法律の成立に努め早期批准に向けての検討を図るべき
- 第175号（パートタイム労働に関する条約）（未批准）
 - ・パートタイム労働者と比較可能なフルタイム労働者の均等な待遇の確保に向け法的措置も含めて検討を行うなど、我が国のパートタイム労働施策に関する法令等にできる限り条約の内容を反映させるべき
- 第183号（母性保護に関する条約）（未批准）
 - ・産前産後休業の終了後の原職等への復帰の保障についてできる限り条約の内容を反映させるとともに、産前産後休業中の給付及び哺育休憩中の報酬についても、幅広く、かつ、前向きに検討すべき